

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p><b>7-1 適用</b></p> <p>(1) この章の規定は、次に掲げるいずれかの場合に適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 指定自動車等以外の自動車について、法第 59 条第 1 項の規定による新規検査又は法第 71 条第 1 項の規定による予備検査に係る審査を行う場合（法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。）</li> <li>② 法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車について、法第 59 条第 1 項の規定による新規検査又は法第 71 条第 1 項の規定による予備検査に係る審査を行う場合</li> <li>③ 法第 62 条第 1 項の規定による継続検査に係る審査を行う場合</li> <li>④ 法第 67 条第 3 項の規定による構造等変更検査に係る審査を行う場合</li> </ul> <p>(2) (1) ②、③又は④の場合において、次に掲げる全てを満たすと認められる部分については、(1) の規定にかかわらず、第 8 章の規定を適用するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、構造、装置又は性能に係る変更が行われていない部分</li> <li>② 構造又は取付に関する定量要件に影響を及ぼす損傷等が生じていない部分</li> <li>③ 用途、車体の形状又は使用方法等の変更があった自動車においては、その前後で適用される基準に相違がない部分</li> </ul> <p>(3) 次に掲げる部分については、(2) の規定は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保安基準第 56 条第 4 項の規定により認定を受けた自動車について、当該認定が効力を失った後の初めての (1) ②の審査を行う場合には、当該認定の対象となっていた構造、装置又は性能に関する部分</li> <li>② 自動車 NOx・PM 総量削減法第 12 条第 1 項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車について、窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準の特定検査を行う場合には、窒素酸化物排出自動車等の特例に関する部分</li> </ul>	<p><b>8-1 適用</b></p> <p>この章の規定は、7-1 (2) の規定を適用して審査を行う場合に適用する。</p>